

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）
を実施する者の公募についての公示

令和 7 年 8 月 5 日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、建築 GX・DX 推進事業を行う者に関する公募ではありません。

1. 事業概要

（1）事業名

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）

（2）事業目的

建築 BIM に関する調査・評価や普及・広報を行う者に対して支援を行うことにより、建築 BIM の普及に向けた取組みの検討等を行うための調査・評価を進めるとともに、建築 BIM の普及・広報を進めることを目的とする。

（3）事業内容

以下の事業を令和 7 年度当初予算において実施する。

・建築 BIM の教育・普及に係る調査・普及

建築 BIM の教育・普及に向けて、ロードマップの策定等を行う。

※ロードマップの検討に当たっては、設計・施工・維持管理等の建築 BIM 推進に係る関係団体等による検討の場を設けるとともに、「建築 BIM の将来像と工程表」（建築 BIM 推進会議、令和元年 9 月）や建築 BIM 推進会議における議論を踏まえたものとする。

（4）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和 7 年 8 月～令和 7 年 3 月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の（1）～（6）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

（1）本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。

（2）本事業を適確に遂行する技術能力（建築 BIM 等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。

- (3) 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 上原
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39504)
- ④電子メール uehara-k2xe@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年8月5日から令和7年8月20日まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和7年8月20日18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の 場合は
3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2018」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Microsoft PowerPoint2016」「Adobe acrobat Reader2022」にて確認可能なファイル形式とすること

・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。